

# 北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和3年4月26日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に  
お子様を通わせている保護者の皆様

北区教育委員会

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（お願い）

4月23日に、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は4月25日から5月11日まで、緊急事態措置として東京の人流を確実に抑えることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施しました。学校については、感染防止対策をより一層徹底しながら学校運営を継続することとしています。

北区教育委員会といたしましては、以下のとおり対応いたしますので、各家庭において、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

## 1 学校運営の基本方針

「北区立学校等における『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』～令和3年度改訂版～（令和3年4月1日東京都北区教育委員会）」（以下「区ガイドライン」とする。）の内容を原則としつつ、緊急事態宣言下においては、感染防止対策をより一層徹底して学校運営を実施します。なお、各校が臨時休業及び学年閉鎖・学級閉鎖になった場合を想定し、オンライン学習等の準備を進めます。

## 2 学校・園における幼児・児童・生徒に対する指導

以下のとおり、学校・園において指導を行います。

### （1）基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、学校で確認の徹底）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後の速やかな下校

### （2）教育活動について

感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動は、実施時期を変更するなどして、緊急事態宣言が解除されるまでは実施しません。

### （3）部活動について

- 緊急事態宣言が発令されている期間は、平日に限り実施可とします。（土日祝日の活動は中止）
- 部活動を実施する場合、以下の感染症対策を一層徹底します。
  - \*感染リスクの高い活動は控えます。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は自粛します。
  - \*プレー中以外はマスクを着用するとともに、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声は行いません。また、各競技専門部等が示しているガイドライン等に基づき、感染症対策を徹底します。
  - \*部活動実施前後の更衣等における会話は控え、部活動終了後は速やかに帰宅させます。
  - \*必要最小限の活動日数にするとともに、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動になるよう配慮します。
- 緊急事態宣言が発令されている期間は、区専門委員会等が主催する大会への参加、他校との練習試合・合同練習等は、中止します。
- 特例として、中体連が主催する大会等（北区予選など）が、緊急事態宣言期間中に行われる場合は、その大会等への参加は可とします。なお、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最小限の人数で参加します。また、生徒及び保護者へ参加の同意を確認します。

### （4）学校行事等について

- 緊急事態宣言が発令されている期間は、児童・生徒等が学年を超えて屋内で一堂に集まって行う行事等は延期又は中止します。

○緊急事態宣言が発令されている期間の運動会等の体育的行事については、原則延期します。なお、学校の  
実情で時期の延期できない場合は、児童・生徒等及び教職員の健康を最優先として保護者等の公開はいた  
しません。

○緊急事態宣言が発令されている期間は、保護者を含め外部への授業公開、保護者会等は中止します。

(5) 宿泊行事について

○北区教育委員会で所管する宿泊行事については、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発出されて  
いる場合及び当該学年で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業（当該学年の学年閉鎖を含む）の措置を  
行っている場合は、中止とします。なお、中止の際は、宿泊を伴わない代替活動の実施可否を各学校で判断  
します。

○中学校第3学年で実施する「修学旅行」については、北区教育委員会で所管する宿泊行事の対応に準じるも  
のとし、実施可否（時期の延期や実施内容の変更を含む）は、学校で判断します。

○小学校第6学年「日光高原学園」及び中学校第3学年「修学旅行」を中止になる場合は、宿泊を伴わない代  
替活動を可能な限り設定します。

(6) 校外学習について

まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発令されている期間は、公共交通機関を利用した校外学習は  
中止又は延期する。移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施可とする。

※移動手段が貸し切りの場合は、受け入れ先に確認の上、実施します。

(7) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用します。

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしません。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしません。

(8) 健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業や休校等が発生するなどやむを得ない事由によって延期す  
る場合を除き、感染症対策を十分に行い実施します。

(9) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに下校・降園します。

3 家庭における感染症対策のお願い

**各家庭においては、以下のとおり感染症予防策の徹底をご協力願います。**

○不要不急の外出自粛及び都県境を越える外出及び旅行や帰省はしないでください。

○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食は自粛してください。

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察

※家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず登校させず休養させてください。この場合、各学校にお  
いて、児童・生徒等の学習の保障を図ります。）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

4 学童クラブ及び放課後子ども教室について

(1) 学童クラブ、学童クラブ特例利用（4-6特例）、学童クラブ待機児童特例利用  
一層の感染対策を図りながら運営を継続します。

(2) 放課後子ども教室

休止します。なお、やむをえない事情により預かりが必要な方は、別途北区ホームページをご参照ください。

5 問い合わせについて

〔教育活動、学校行事に関すること〕

教育振興部教育指導課指導係 3908-9287

〔保健、給食に関すること〕

教育振興部学校支援課保健給食係 3908-9295

〔特別支援学級、巡回指導、通級指導、適応指導教室に関すること〕

教育総合相談センター 3908-9269

〔学童クラブ、放課後子ども教室に関すること〕

子ども未来部子どもわくわく課 3908-9361